

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和2年11月15日 17時30分ごろ
発生場所	山口県宇部港 宇部岬港沖防波堤東灯台から真方位247° 1.3海里付近 (概位 北緯33° 54.9′ 東経131° 14.3′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{ケイブホナー} Cape Hornerは、東進中、養殖施設に進入し、養殖施設の種綱が損傷した。
事故調査の経過	令和2年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Cape Horner、5トン未満（長さ8.84m）
船舶番号、船舶所有者等	235-20596福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 種綱等の破断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時12分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機走で約5ノットの対地速力で東進中、船長が、海苔の養殖施設（以下「本件施設」という。）の南端に少し接近していると思い、船位を確認しようと操舵室から船室に降りてGPSプロッターを見ながら操作していたところ、本件施設に進入して推進器に種綱が絡み、種綱が損傷した。</p> <p>船長は、付近を通りかかった漁船に発見されて救助された後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、早く帰宅したいと思い、通常、通航していない、航程が短縮される沿岸寄りを航行していた。</p> <p>船長は、宇部港南方沖を頻繁に通航するので、本件施設の概略の位置を把握していたが、本事故前に本件施設の西方沖の宇部港本山第4号灯浮標の南方沖を通過した際、同灯標との距離が近く、宇部港寄りに航行していたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故前、船室に降りてGPSプロッターを見た際、本件施設が明示されておらず、詳細な海図及び船位を確認しようと、約15～20秒間表示範囲の操作等をしていた。</p> <p>船長は、宇部港の出入りの船に意識を向けていたので、本件施設の標識を見落としたのではと本事故後に思った。また、船長は、救助を</p>

	<p>待つて夜間になり、本件施設の標識灯が点滅していることに気付いたが、接近時に灯火を視認できなかった。</p> <p>本船の喫水は、バラストキール下端まで約1.8mであった。</p>
分析	<p>本船は、日没前の薄明時、自動操舵により東進中、船長が、本件施設の概略の位置を把握していたものの、早く帰宅しようと思い、航程が短縮される沿岸寄りを航行した際、本件施設がGPSプロッターに表示されておらず、GPSプロッターで船位を確認しようと船室に入ったことから、本件施設を認識できず、本件施設に進入し、推進器に種綱が絡み、同綱が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、船位を確認しようと船室に入る前、日没前の薄明時で標識が見え難い状況下、宇部港の出入港船に意識を向けていたことから、本件施設の標識を事前に発見することができなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日没前の薄明時、本船が自動操舵により東進中、船長が、早く帰宅しようと思い、航程が短縮される沿岸寄りを航行した際、本件施設がGPSプロッターに表示されておらず、GPSプロッターで船位を確認しようと船室に入ったため、本件施設を認識できず、本件施設に進入し、推進器に種綱が絡み、同綱が損傷したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、沿岸寄りを航行する場合、事前に養殖施設などの障害物などについて、正確な位置を把握しておくとともに、周囲の見張りを常時適切に行うこと。 ・ 船長は、乗揚げなどの海難が発生した際は、速やかに海上保安庁に通報すること。